

○渡部 豊議員 皆さん、おはようございます。

それでは、質問通告に従い、会派公明党を代表して質問を行います。

初めに、令和7年今治市林野火災についてであります。

1番目、本年3月23日、今治市長沢地区を中心として発生した林野火災について、改めてお伺いいたします。

本火災は、平成以降、愛媛県内で最大規模の林野火災であり、人知を超える自然の猛威を前に、市民の皆様にとっても深く記憶に残る大災害でありました。この大災害は、一市民、そして地元議員の一人として、私もまた、深い悲しみと、市民の安全を守る責任を改めて痛感いたしました。困難な状況において、本当に多くの皆様が、昼夜を問わず懸命な活動を続けられました。この場をお借りし、改めて、火災対応に当たられた全ての関係者の皆様に心から感謝と敬意を表します。

発災直後には、災害対策本部が設置され、消防団、地域住民の方々、市職員が一丸となって対応に当たられました。その過程で、避難体制、情報伝達、消防資機材の運用、関係機関との連携など、数多くの課題と貴重な教訓が得られたものと認識しております。

今年1年を振り返ったとき、この林野火災が今治市にとって最も大きな出来事の一つであったことは間違ひありません。今後、この得られた教訓を風化させることなく、行政全体で次なる災害対応へつなげていくことが極めて重要であると考えます。

この総括と、今後の対策の礎とすべく、関係機関や学識経験者を交えた検討会で議論が重ねられ、令和7年今治市林野火災復旧・復興計画策定検討会による報告書がまとめられたと伺いました。

そこでお伺いします。11月25日にまとめた令和7年今治市林野火災復旧・復興計画報告書の内容についてお聞かせください。

2番目、今回の林野火災により、今治市及び西条市を含め約481.6ヘクタールという広大な森林が焼損しました。特に、17年前の朝倉笠松山山林火災からようやく緑を取り戻したばかりの場所までが再び焼失した姿は、地域の復興への努力を知る者として、言葉に尽くしがたい悲しみを伴うものであり、私自身、胸を締めつけられる思いでございました。

森林資源の焼失はもとより、土砂流出や生態系への影響、さらには地域環境の変化など、その影響は多方面に及んでおります。

今治市は、火災発生直後から、生活再建と地域復旧の両面で対応を進められ、義援金や支援金の受付、企業版ふるさと納税を活用した寄附の呼びかけなど、全国から多くの温かい支援が寄せられたと伺っております。

こうした寄附や支援金は、市民と全国の善意をつなぐ大切な絆であり、これを、被災者の生活再建支援と未来の森づくりに確実に生かすことが求められています。

6月議会での代表質問に対する答弁では、復旧、復興に向けた今治市の考え方として、来年春

に開催予定の全国植樹祭に合わせまして、桜井地区や朝倉地区の子供たちにも御参加いただき、当該地区で植樹イベントを開催したり、桜の新しい名所づくり、森林浴ができる遊歩道の整備などに取り組むといった未来志向の森づくりを積極的に進めるとの方向性をお答えいただきました。

そこでお伺いします。最終報告書の策定を受け、今治市としてどのような方針で山林の復旧・復興に取り組むのか、市民の期待に応え、地域の再生と未来への歩みを進めるため、市長の思いと、今後の施策の方向性についてお聞かせください。

3番目、今回の火災においても、乾燥注意報が連日発令される中、強風や樹冠火によって飛び火が発生し、予想を上回る規模の延焼につながったと認識しております。こうした自然条件と人的要因が重なった結果、地域の消防力が限界に近い状況まで追い込まれたと言っても過言ではありません。

今後は、この火災で得られた教訓を次の災害に生かすための検証と対策が不可欠です。愛媛県では新たに、林野火災アラートを運用し、火災発生の多い時期に注意喚起を行う体制を整えました。国においても令和7年8月29日付で火災予防条例（例）の一部改正について通知し、林野火災注意報や警報を新たに設けるなど、林野火災予防の実効性を高める取組が求められています。

この新たな取組を効果的に活用し、地域、消防団、行政が一体となった初動対応の強化を図ることが重要であります。

さらに、近年、気候変動に伴い、山林火災だけではなく、風水害や地震などの複合災害が同時に発生するリスクも高まっています。南海トラフ巨大地震の被害想定見直しも進む中、今回の林野火災においては、市民生活に大きな影響が生じ、避難所運営をはじめ、多方面で様々な課題が明らかになりました。

避難所には多くの市民が押し寄せ、車椅子の利用者など、福祉避難所を必要とする方々や、ペット同行での避難など、多様なニーズが同時に発生したことで、現場の職員も大変混乱したと伺っております。

また、地域の防災士が十分に働けていなかった場面もあり、地域防災力の強化は喫緊の課題であると認識しております。

市長のマニフェストには、自助・共助・公助の三位一体で地域ディフェンス力を高めていくことが掲げられております。今回の災害対応を通じて、この理念をより現実的な形で進めていく必要が改めて浮き彫りになったのではないでしょか。

そこでお伺いいたします。

まず、今回の林野火災の検証結果をどのように分析し、強風時の飛び火対策など、再発防止に向けた具体的な方策をどのように講じていくのかお聞かせください。

次に、林野火災で浮き彫りになった課題を踏まえ、避難所の運営体制をどのように改善し、

多様なニーズに対応できる実効性のある支援体制づくりに取り組まれるのかお聞かせください。

最後に、今回の林野火災では、消防、自衛隊、多くの関係機関の皆様に御尽力いただきました。市長の公約にある地域ディフェンス力の向上を、複合災害リスクへの対応を含め、今治市として今後どのように関係機関と連携を図りながら進められるのか、市長の御所見をお伺いします。

次に、予防医療における国民健康保険事業についてお伺いします。

高齢化が進む社会において、より長く健康な生活を送る上で、予防医療の重要性は増しています。

予防医療とは、生活習慣の改善などを通じて病気の発症を予防するほか、健康診断により、病気の早期発見・治療を促し、重症化を防ぐものです。健康寿命の延伸や生活の質の向上につながることが期待されています。

一方、高齢化に伴う社会保障費の増大により一人一人の負担感も高まっていますが、予防医療によって健康な人を増やすことで費用を削減し、保険料を抑制することも重要と考えます。

そこで、令和6年3月に策定された今治市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に沿ってお伺いします。

この計画期間は令和6年度から令和11年度の6年間で、健康・医療情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図る事業です。

そこで、1番目、今治市国民健康保険第3期保健事業実施計画の基本的な考え方と、保険者努力支援制度についてお伺いします。

この保険者努力支援制度は、保険者における医療費の適正化への取組状況に応じて交付金が交付される制度です。令和2年度より、予防・健康づくりに関するインセンティブが強化され、評価指標の特定健診・保健指導、重症化予防等の配点割合も引き上げられており、達成状況に応じて交付金が交付されます。

そこで、本市の令和5年度の保険者努力支援制度の取組への評価順位は、全国1,741市町村中1,122位となっています。この結果が、本市の国民健康保険事業に与える影響についてお伺いします。

次に、特定健康診査受診率向上への取組についてお伺いします。

1番目、知人の壮年に特定健診の受診について尋ねると、会社勤めのときは職場で強制的に健康診断を受けていたが、無職になった今でも体調は至って良好なので、毎年の特定健診には行っていないと、何人の方からこういったことを聞いております。他の未受診者もそれなりの理由があるのでしょうが、本市の特定健診の受診率は低迷しており、令和4年度の受診率は26.2%と、愛媛県下20市町で19位と、国民健康保険加入者の健康面が懸念されます。この厳しい数値をどのように捉えておられるのか。

また、第4期特定健康診査等実施計画では、受診率の目標値を、令和6年度35%から6年後

の令和11年度に国の目標値である60%を設定した計画を立てておられますが、達成にはかなり困難が伴うものと思われます。

そこで、現状の受診率を踏まえた目標値達成に向けた施策についてお伺いします。

あわせて、特定健診受診者にインセンティブを付与することで、受診率が向上した市もあるようです。本市においても、受診券を使って、特定健診、つるかめ健診を受けたら、1枚440円の全国共通おこめ券を配付されています。

そこで、令和6年度の全国共通おこめ券配付実績と評価について、並びに、今後も受診率向上のために訴求効果のあるインセンティブの充実を図っていくことも大切と考えますが、御所見をお伺いします。

2番目、特定健診未受診の方の御意見をお聞きしていると、生活習慣病には自覚症状がないこと、どういった疾患につながるのか、罹患して重症化すると医療費の負担も大きくなる、こうしたことを認識してもらうことが大切であると感じます。

そこで、特定健診の実施内容や必要性等、インパクトのあるキャッチコピーを健診受診券を送付する封筒表面に周知してはどうかと考えますが、御所見をお伺いします。

3番目、個人で申し込んだ人間ドックや職場の健康診断を受診された方に、受診結果の情報提供を求めていいます。結果の控えを提出された方は特定健診を受けたとしてカウントされるようですが、年間実績についてお聞きします。

次に、国民健康保険において、医療費が高額になっている疾患についてお聞きします。

また、1番目、令和6年度の生活習慣病関連の医療費の額と、保険医療費全体に占める割合についてもお尋ねします。

続いて、個別保険事業についての1番目、課題解決するための個別保健事業の方向性の一つであるポピュレーションアプローチの取組についてお伺いします。

生活習慣病の重症化により、医療費や介護費等、社会保障費の増大につながっている実態や、その背景にある地域特性等について広く市民へ周知していくとしていますが、課題解決に向けた具体的な施策の推進についてお伺いします。

最後に、補聴器の購入助成についてお伺いします。

難聴は、子供から高齢者まで、年齢を問わず、誰にでも起こり得るものです。

今治市では、補聴器について、聴覚障害2級から6級の身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、補装具として、重度難聴用または高度難聴用の補聴器の給付制度があります。令和6年度の購入の公費負担額は、60件、628万2,005円となっています。平均10万4,700円かかっています。18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対しては、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器を購入する費用について、その一部を助成しています。昨年度の購入の公費負担額は、2件、11万4,267円です。

高齢者に対する補聴器購入助成制度については、愛媛県内の多数の市町が始めています。松

山市では、今年4月より、加齢により耳が聞こえづらくなった高齢者の方を対象に、日常生活でのコミュニケーションの確保や、認知機能の低下を予防し、積極的な社会参加を促すため、補聴器を購入する費用の一部を助成する支援を始めています。対象は、松山市内の65歳以上の市民税の所得割が非課税世帯の方で、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた方で、医療機器である補聴器購入助成の上限額3万円としています。

先般、えひめ県難聴者連合会「みみの会」の皆様と、社会的孤立の解消など、問題解決の手段として、補聴器購入に対する助成制度の創設の要望を本市の担当部局にさせていただきました。

言葉が聞こえにくくなる、つまり難聴を放置すると、コミュニケーションにも支障が出て、社会的に孤立することで、閉じ籠もり、鬱、認知症などに発展する可能性が高くなるといったことから、本市においても、補聴器購入費用についての補助制度の創設が必要であると考えますが、御所見をお伺いします。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 渡部議員御質問の令和7年今治市林野火災についてお答えをさせていただきます。

先月18日に大分市佐賀関で発生した大規模火災では、180棟以上の建物が延焼し、最大で、121世帯、180名の方が避難を余儀なくされ、現在多くの方が避難生活を続けていると伺っております。被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、安全と安心が一日も早く取り戻されることを願うものであります。

さて、本年3月に発生しました令和7年今治市林野火災では、森林を含む約481.6ヘクタールが焼失し、建物27棟が焼損、負傷者4名、避難指示は、7つの地区、3,056世帯、5,988人に及びました。被災された家族である方々に一刻も早い平安が戻ることに加え、大規模火災により失われた森林の早期復旧・復興と、今回の教訓を次世代につなぎ、災害に強い地域づくりを実現することは、私たちに課せられた重要な使命であると強く認識しております。

まず、お尋ねの1番目、復旧・復興計画の最終報告についてでございます。

去る11月25日、令和7年今治市林野火災復旧・復興計画策定検討会の会長である愛媛大学の江崎名誉教授から、復旧・復興の基本方針となる復旧・復興計画書の最終報告がございました。

本計画策定に当たっては、森林復旧を専門とする学識経験者、国や愛媛県、西条市の各関係機関、そして地域の代表の方々に参加していただき、5回の検討会を通じて、専門的知見や地域の意見を反映し、未来志向の計画として取りまとめていただいたものであります。

その基本理念は、市民と共に未来へつなぐ森づくりであり、各団体の役割分担や連携体制を明確化しつつ、単なる復旧ではなく、市民や企業と協働しながら、災害に強く親しみやすい憩いの森を再生し、防災意識の向上と持続可能な森林づくりを推進しようとするものでございます。

具体的には、治山復旧等を実施する森林復旧ゾーン、ボランティアによる植樹を行う森づくりゾーン、自然回復を基本とする自然回復ゾーン、平成20年に発生した笠松山山林火災を再復旧する笠松山ゾーンの4つのエリアを設定し、それぞれの被害状況に応じた森林再生に取り組むといった内容となってございます。

次に、2番目、被災した山林の復旧・復興についてでございます。

今回の報告書の中には、林野火災の経験を風化させることなく、どう予防に取り組むのか、いかにして復旧、復興の歩みを進めるべきかという考え方も盛り込まれています。

例えば、治山ダムなどの整備によって二次災害を防止する森づくりを進めるとともに、ウバメガシやヤマモモなど、防火力の高い樹種を植栽する、林野火災に強い森づくりに取り組むこと、ヤマザクラやツツジ類など、景観に適した樹種を植栽する、自然と景観に配慮した森づくりや、ハイキングコース等の整備によって、市民が訪れる、レクリエーション機能を持つ森づくりを進めること、さらには小中学校などと協働する、地域で守り育てる森づくりといった形で、5つの基本方針に沿った森づくりが提案されています。

もとより、復旧・復興の実現には、行政による取組に加え、市民、地域団体、企業及びボランティアの方々の力が必要であり、自分たちの森を守り育てるという意識の下で、市民の皆様が積極的に関わっていただくことが、計画の実効性を高め、地域防災力の強化につながるものと確信しております。

その第一歩として、発災から1年を迎える来年3月には、朝倉地区で地元の小中学生や自治会、関係者の皆様に御参加いただき、植樹イベントを開催いたします。さらに、林野火災からの復旧、復興の取組を、来年5月17日に愛媛県で開催される全国植樹祭を通じて全国の方々に発信するとともに、今治市内のサテライト会場におきましてはプランター植樹などを実施する計画も進めており、今後も、豊かな森林の早期復旧・復興を目指し、議員からも御提案がありましたように、市民の皆様の御期待にお応えできますよう、様々な事業を推進してまいります。

最後に、3番目、林野火災の検証を踏まえた再発防止、地域防災力強化についてでございます。

今回の検証により、初動の指揮体制、組織間の情報共有、避難所の運営など、多くの課題が浮き彫りとなったことを重く受け止め、再発防止と地域防災力の強化に向け、着実に取り組んでいかなければなりません。

そうしたことに向けて、今回の林野火災において被害を拡大させた大きな要因とされる飛び火の対策といたしまして飛び火警戒部隊を初動段階から配置するなど、市街地への延焼を未然に防ぐ体制を整えるとともに、迅速な火災予防体制の強化に向けましては、自分たちの地域は自分たちで守る見守り体制を構築するため、各地区に火災警戒リーダーを任命するなど、実効性ある共助のコミュニティーの醸成に努めてまいります。

また、林野火災予防の実効性をさらに高めるため、愛媛県林野火災アラートと連携し、今治

市が独自の基準において、林野火災注意報・警報の発令を可能とし、警報発令時には、指定された地域でのたき火やあぜ焼きなど火気の使用の制限ができる条例改正を今議会に提案させていただいております。このことにより、警報発令時に違反があった場合には消防法による罰則の適用が可能となりますことから、実効性のある対策になるものと期待しております。

次に、地域防災力向上についてでございます。

私自身が各避難所を巡回した際、被災者のニーズを適切に把握し、迅速に支援する管理・運営体制が十分に機能しているとは思えない場面がございました。このため、来年2月には寝泊まりを伴う実動型訓練を行い、配慮が必要な方々への対応、ペット同行避難など、今回明らかになった課題を反映した訓練内容といたします。

また、長期化する避難生活を想定し、地元の防災士などによる住民主体の運営体制を強化することで、大規模災害に向けた避難所運営力を高めてまいります。

さらに、先月、しまなみエリアの大島宮窪町において、ピースウィンズ・ジャパンを中心となつて災害時医療救助訓練が行われました。この訓練には地元住民の方々にも御参加いただきましたが、参加者には災害発生の情報を事前に知らされることがない完全なブラインド方式で行われ、想定外の状況にも即応できるか否かの確認や、台湾、フィリピンなど海外の災害医療支援チームや民間救助隊など、国内外の多機関の連携が円滑に進められるかといった訓練が本番さながらに実施されておりました。

私も急遽、市長が視察に来たという形で飛び入りで参加させていただき、これまでにない緊張感の中で様々な気づきや学びがございましたことから、今後、本市で実施する訓練にも、専門性の高い民間団体のノウハウを積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

こうした様々な取組を通じて、地域を守る力、地域ディフェンス力を、市民、地域、行政が一体となって底上げするなど、今回の災害の教訓を次の備えとして確実に生かし、市民と共に、しなやかで強靭な今治市の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

○結田信吾健康福祉部長 渡部議員御質問の、予防医療における国民健康保険事業について、特定健康診査受診率向上への取組について、国民健康保険の医療費について、個別保健事業について、補聴器の購入助成についてお答えいたします。

まず初めに、予防医療における国民健康保険事業についてでございます。

保健事業実施計画（データヘルス計画）は、国民健康保険法等に基づき、加入者の健康保持・増進を目的に、健診結果や医療データを活用し、特定健診・保健指導、重症化予防、健康教育などの保健事業を効果的かつ効率的に進めるものです。

本市では、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする今治市国民健康保険第3期保健事業実施計画を策定し、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図り、持続可能な国民健康保険運営を進めることを基本方針としております。

平成30年度から令和5年度までの第2期保健事業実施計画の評価では、虚血性心疾患の医療費割合は減少したものの、心疾患による死亡率は依然として高い状況でした。そのため、第3期保健事業実施計画では、心疾患の原因となる糖尿病性腎症や循環器疾患の重症化予防を重点的に進めております。

具体的には、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病、心房細動など、受診勧奨基準に該当する方へ医療機関の受診を促すとともに、保健師や管理栄養士による個別の保健指導を実施しています。

さらに、心疾患の早期発見を目的として、令和7年度から、国民健康保険加入者で集団健診を受けられた方全員に、無料で心電図検査を導入しております。

また、保険者努力支援制度は、保健事業の取組状況などを点数化し、その評価に応じて交付金が支給される仕組みです。特定健診や保健指導、重症化予防など、予防・健康づくりに関する指標の配点が高く設定されております。令和5年度における評価では、特定健診項目による交付金の影響額は197万円の減額でした。評価指標には令和元年度の受診率が用いられており、受診率の伸び悩みが課題となっております。今後も健診の受診促進に努め、評価の改善を目指してまいります。

続きまして、特定健康診査受診率向上への取組についてのうち、1番目、受診率の低迷に対する市の認識と、現状の受診率を踏まえた目標値達成に向けた施策についてでございます。

特定健診は、生活習慣病の早期発見や重症化予防に有効であり、医療費の適正化にもつながる重要な取組です。本市の受診率は、令和2年度の22.6%から、令和6年度には30.4%へと、着実に向上しております。令和5年度と比較した伸び率は、愛媛県平均が0.9ポイントであったのに対し、本市では2.2ポイントと、愛媛県内11市のうち2番目に高い結果となりましたが、愛媛県内順位は依然として下位に位置しており、生活習慣病の早期発見・治療のためにも、より多くの方に特定健診を受けていただくことが重要であると認識しております。

こうした現状を踏まえ、令和7年度からは新たに3つの取組を開始しております。

まず1つ目は、10月から受診者へのインセンティブとして、デジタル地域通貨（PayPay商品券）の配付を開始いたしました。従来の全国共通おこめ券とどちらかを選べる仕組みとし、健診を受けた方に配付しております。

2つ目は、医療機関と連携し、昨年度から実施しているみなし健診を、民間事業者の協力を得て拡充しております。

3つ目は、福岡県久山町と九州大学の研究結果に基づくひさやま元気予報により、特定健診結果から生活習慣病発生リスクを提示し、特定健診受診を促す通知を送付しております。

さらに、AIによる分析で、受診につながる可能性が高い方をリスト化し、文書での通知と電話連絡を組み合わせることで、より効果的な受診勧奨を実施しております。

また、窓口では、未受診者に、健診の内容を簡潔にまとめたリーフレットをお渡しするなど、職員一丸となって、市民の皆様に健診を受けていただけるよう、直接的な働きかけを強化して

おります。

おこめ券の配付実績と評価ですが、令和6年度は、特定健診、つるかめ健診の受診者に対し、おこめ券を6,736枚配付いたしました。受診者からは、健診の動機づけになるといった肯定的な声が寄せられており、受診率が前年度比2.2ポイント上昇するなど、一定の効果があったものと考えております。

インセンティブの充実については、先ほど申し上げたデジタル地域通貨やおこめ券の配付に加え、18歳以上の市民を対象に、健診や健康教室への参加でポイントを付与し、たまつたポイントで応募すると、抽せんで食材セットやデジタル商品券が当たる健康づくり応援ポイント事業も継続しております。

さらに、本年度より、愛媛県のスマートフォン健康アプリ「k e n c o m」を活用した取組も開始いたしました。19歳以上の市民を対象に健診などでポイントが付与され、抽せんでデジタル商品券などの賞品が当たる仕組みとなっております。

こうした多彩なインセンティブを組み合わせることで、市民の皆様に特定健診への関心を高めていただき、受診率の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、2番目、特定健康診査の実施内容や必要性を、特定健康診査受診券を送付する封筒表面に周知してはどうかについてでございます。

令和5年度から、受診券送付用の封筒にメッセージを掲載し、目立つ色を使用するなど、開封を促す工夫を行っております。また、未受診者への受診勧奨通知については、開くとA3サイズになる圧着式の大判はがきを採用し、カラー印刷で健診の内容や必要性を、目を引くイラストとともに分かりやすく掲載いたしました。開封時のインパクトを高め、特定健診の重要性を効果的に伝える工夫を行っております。今後も、市民の心に響く情報発信に努めてまいります。

次に、3番目、特定健康診査以外の情報提供の実績についてでございます。

国民健康保険加入者の中には、職場の健診や医療機関での定期健診を受診された方もおられます。こうした健診結果の写しを今治市へ提出していただくことで、みなし健診としてカウントしております。令和6年度は、医療機関等との連携により、145件をみなし健診といたしました。

続きまして、国民健康保険の医療費についての1番目、生活習慣病関連の医療費の額と、全体に占める割合についてでございます。

令和6年度において医療費が高額になっている主な疾病は、入院では、がんなどの新生物が18.9%、脳梗塞や狭心症などの循環器疾患が14.6%、変形性関節症などの筋骨格系疾患が16.6%を占めています。外来では、がんなどの新生物が16.3%、糖尿病などの内分泌疾患が14.6%、循環器疾患が10.4%となっており、これらの疾病が医療費の大きな割合を占めている状況でございます。

生活習慣病関連の医療費の額と全体に占める割合ですが、令和6年度の生活習慣病関連の医療費は、糖尿病、高血圧、脂質異常症、狭心症、心筋梗塞、脳梗塞、脳出血、慢性腎不全などを含めて約21億円であり、国民健康保険の医療費全体の17.31%を占めております。この割合は、国、愛媛県、同規模自治体とほぼ同水準で、いずれも17%台となっております。

次に、個別保健事業についての1番目、ポピュレーションアプローチの取組についてでございます。

本市では、心疾患による死亡率が高いという課題がデータから明らかとなっており、その改善に向けて、重症化予防をはじめ、市民の健康意識の向上や健康づくりを支援するため、ポピュレーションアプローチの取組を進めております。

具体的には、保健師や管理栄養士による健康相談を年間約200回実施し、相談や助言を通じて生活習慣の改善を支援しております。

また、健康教育の場では、本市の現状を市民に分かりやすく伝え、心疾患予防の重要性を啓発しています。

さらに、高血圧や糖尿病など、生活習慣病予防をテーマとした健康教室や、介護・認知症予防に関する講話を、地区ごとに、年数回から月1回程度開催しております。

加えて、今治市医師会の協力の下、医師による糖尿病、肝臓病などに関する講話も年数回実施し、広く市民に、健康について考える機会を提供しております。

今後とも、健康寿命の延伸や持続可能な国民健康保険運営の実現を目指し、生活習慣病や重症化の予防、健診受診率の向上、医療費の適正化などに積極的に取り組むことで、市民の皆様が安心して健康に暮らせる環境づくりに努めてまいります。

次に、補聴器の購入助成についての1番目、高齢者の補聴器の購入助成制度についてでございます。

私たちが日常生活を送るに当たり聞こえることは非常に大切であり、もし聴力が低下してしまうと、友人や家族、学校や職場等でのコミュニケーション機会の減少や外出頻度の低下による社会的孤立をもたらすなど、日常生活の質を損なうことが懸念されるところであります。

本市の補聴器購入に対する助成につきましては、障害者総合支援法に基づく補装具費として、聴覚障害2級から6級の身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、重度難聴用または高度難聴用の補聴器の給付制度を設けております。

また、本市においては、身体障害者手帳の交付対象とならない、18歳未満の両耳聴力が30デシベル以上の軽度・中等度難聴児に対しては、言語習得やコミュニケーション力の向上を支援するため、今治市と愛媛県との連携の下、助成制度を設けております。一方で、18歳以上の軽度、中等度の難聴者に対する助成制度は現在のところ実施しておりません。

愛媛県内の状況を見ると、65歳以上の方に対する助成制度を、伊予市、内子町、砥部町が実施しており、本年4月からは、松山市、松前町、8月からは新居浜市でも開始されました。ま

た、18歳以上の方に対する助成制度を、本年4月から伊方町が実施しております。

全国的にも、軽度・中等度難聴者に対する助成制度を実施している自治体数が増加傾向にあることから、本市といたしましても助成制度の必要性を十分に認識しております。

難聴者への補聴器購入に対する助成制度の導入は、聞こえにくさで困っている方も社会や地域に参加しやすくなり、鬱や認知症の予防、社会的孤立の防止につながると考えております。

また、本年9月には当事者団体から、助成制度の導入を求める切実な思いも伺っております。

これらの状況を踏まえ、高齢者のみならず、18歳以上の軽度、中等度の難聴を抱える方に対する補聴器購入助成制度の創設について、市長から、前向きに検討するよう指示を受けております。

このため、令和8年度からの実施に向けて、支給対象や要件等の具体的な制度設計について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○渡部 豊議員 議長。

○越智 忍議長 渡部豊議員。

○渡部 豊議員 林野火災については、再発防止対策や地域防災力の強化について、本市の対応を確認させていただきました。また、地元住民の、私、1人として、焼失した森林の復旧、復興に向けては、春に桜が咲き誇る名所づくりや、四季を通じて森林浴や散策を楽しめる遊歩道の整備などが検討されていますが、自然と共に暮らす地域づくりにつながるものと、地元の皆様と大いに期待しております。

特定健診につきましては、受診率を高めることで、生活習慣病の早期発見・予防につながり、結果として、健康寿命の延伸や医療費の抑制に大きく貢献します。自分のため、家族のため、年に1度の特定健診を積極的に受けることが大切です。

しかし、現場の声を聞く中で、特定健診の受診率を上げる提案は、一番難しいものと考えております。先ほど、多彩な取組をされていることは理解いたしました。今後さらに柔軟な対応で取り組んでいただくことを期待しております。

私は2013年12月の議会で、重度難聴の方に有効な人工内耳の補助制度の充実について質問を行いました。その際に知り合った方々と、先般、担当部局に、補聴器購入の助成制度の要望を行いました。そこで感じたことは、重度難聴の不自由な経験をされた方が、自分たちと同じ思いをさせたくないとの訴えに感動して、今回の質問をいたしました。その要望書の皆様の思いに寄り添っていただいたような御答弁に感謝いたします。

以上で質問を終わります。

○達川雄一郎議員 発言の許可をいただきましたので、共生クラブを代表して、瀬戸内の世界都市に向けた取組について、通告に従い質問させていただきます。

まず、1番目、多文化共生施策のこれからについてお伺いいたします。

出入国在留管理庁によると、本年6月末現在、在留外国人は395万6,619人で過去最多を記録しております。また、技能実習生も、44万9,432人、10年間で3倍以上に増加しております。

一方で、技能実習生の失踪事件も増加しており、2023年に9,753人、2024年には6,510人となっており、失踪の背景には、低賃金や残業代の未払い、苛酷な労働環境、原則転職禁止の制度、母国で負った借金の返済などがあるとされ、よりよい境遇を求めて失踪するケースが多いとされております。

なお、2024年の減少は、受入先による待遇改善や、ミャンマーからの実習生に対する緊急避難制度運用などが影響しているとのことです。

この技能実習制度も2027年6月までには育成労制度に移行することが既に決まっておりますが、新しい制度においても、転籍による人材流出や、受入企業が出資した初期費用の負担の問題、受入職種の特定化など、先行きが不透明な状況です。

このような状況下ではありますが、本市を含め地方都市においては、人口減少における労働力不足を背景に外国人の増加が予想されており、環境の整備が急務であります。

ほとんどの外国人の方々は、日本の法律を遵守し、それぞれの地域で地元の方々と問題なく生活されておりますが、一部外国人による犯罪、外国資本による水源地などの土地買収、ごみ出しや騒音など生活習慣の違いによるトラブルなど、各地で問題が表面化しており、地元住民とのあづれきを生んでいます。

本市も8月にJICAアフリカ・ホームタウンの一件がありました。9月議会では多くの議員が質問され、私も9月16日の総務委員会では、国の曖昧な状況を踏まえ、白紙撤回を含め、慎重な対応を求めたところであります。

今回の問題は、どこの誰がどこにどれくらい滞在するのかなど、明確な規約がはっきりしない中で、対象国一部の国が、移民政策を取っていない日本に対して、移民を前提とするような内容の文章を公式ホームページに誤った情報として掲載するなど混乱しました。その後、国の認定事業にもかかわらず、国による詳細な説明がほとんど行われないまま、各自治体に意見が殺到し、私も、よもやそのようなことはないと信じておりますけれども、日本国政府と対象国との間に何らかの密約があったのではないかと疑われかねない状況下で、多くの市民が心配する事態となりました。

日本国内を見ても、同じ文化圏で生活している日本人同士であっても、田舎に移住したことでトラブルに発展する事例が発生しております。今回の事態については、言語も文化も違う外国人を迎えるに当たっては、さらにいろいろな場面を想定した、周到な準備が必要である、肝要であるということを改めて示すとともに、このような問題が発生した際に、日本の法律を遵

守し生活されている多くの外国人の方々に、いわれのない誹謗中傷が及ぶ懸念があるということも浮き彫りにしました。

外国人が日本で生活するためには、行政手続や銀行口座の開設、賃貸契約、災害時などの日本語の壁に対する対策、宗教や生活習慣の違いによる摩擦、外国人に対する偏見の解消、亡くなった際の火葬、土葬の問題など、言語、文化の壁、情報アクセスの格差、地域社会での共生、社会保障制度の課題、雇用に際する法的制度の確立と悪用防止などが挙げられており、地域住民との意思疎通で解決できるもの、また条例等で対処できるもの、国策として法律化が必要なものなど様々ありますけれども、このたび新しい政権が誕生したことで、これまでの外国人政策の見直しが行われると伺っておりますので、外国人排斥という観点ではなく、よい意味で、曖昧になっていた事象が法律化され明確化されることで、国民の不安が解消されることに大いに期待しております。

私も、外国人を排斥しようという考えはありませんし、一部の外国人の行動によって、普通に生活されている方々が不当な扱いを受けることを危惧している者の一人として、今治市民と外国人が共に仲よく暮らしていくために、今治市で生活されている今治市民の方々が不安や心配のないような共生を確立していくために、法律的な整備は国策であることは承知しておりますが、これら国の動向や、第3次今治市総合計画において外国人との共生社会の実現を目指すと宣言されている本市の状況を踏まえ、多文化共生施策について、市長の見解を伺います。

次に、2番目、ラプラプ市との国際交流協定の締結についてお伺いします。

このたび、今治市とフィリピン共和国のラプラプ市との間で国際交流協定が締結されました。せんだってラプラプ市に市長と共に参っておりました議長からお話を伺いましたが、これはマゼランと非常に関係があるのだということを伺ってちょっと調べました。

マゼランといえば、皆さんも中・高校生の頃に学習した大航海時代の1492年のコロンブス、バスコ・ダ・ガマ、そして1519年にスペインから270名の船団を率いて出港したマゼランなのですけれども、私も学生時代にマゼラン一行となっているところに非常に興味を持っておりまして、先生に聞きに行ったら、マゼランはフィリピンで戦闘に巻き込まれて亡くなったのだと、270名のうち18名が1522年にスペインに戻ったのだという話を聞きました。フィリピンで戦ったのがラプラプ市でありまして、ラプラプというのはマゼランと戦った国の英雄、部族長の、リーダーのお名前であるということなので、非常にフィリピンでも重要な都市ではないのかということは想像ができると思います。

外国人の共生については先ほど述べさせていただきましたので割愛させていただきますけれども、まず、ラプラプ市とはどのような自治体なのか、今回、国際交流協定の選定に至った理由、また今後どのような交流を進めていく予定なのか、その展望についてお伺いします。

また、今回の協定においてALTの採用が含まれていると伺っておりますが、子供たちの英語教育の充実について、どのような方々がどのような契約で今治市に来られるのか、このたび、

従来に比べて大幅増となるALTの指導の質をどのように担保していくのか、質の向上と同時に、学校現場でどのようにALTを活用していくおつもりなのか、見解をお伺いいたします。以上です。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 議員活動の中で、地域の教育力の向上やコミュニティづくりをライフワークにされている達川議員の御質問の瀬戸内の世界都市に向けた取組についてのうち、1番目、多文化共生施策のこれからについてお答えをさせていただきます。

初めに、JICAアフリカ・ホームタウン構想について、改めて御説明申し上げます。

本年8月に横浜市で開催されました第9回アフリカ開発会議（TICAD9）に併せ開催されましたJICAアフリカ・ホームタウンサミットにおいて、今治市はJICAから、モザンビーク共和国のホームタウンとしての認定を受けました。あくまでも国際交流の促進が目的でございましたが、この構想に関してSNSなどで、事実誤認に基づく情報が拡散され、根拠のない臆測が広がったことで、市民の皆様には大変な御迷惑と御心配、そして職員の皆さんにも多大な御労苦をおかけいたしました。結果としまして、1か月後の9月にJICAからアフリカ・ホームタウン構想の撤回が発表されるに至りましたが、今回の件を通じて、正確な情報提供の重要性や誤情報拡散の恐ろしさを痛感するとともに、今治市にお住まいの外国人の皆さんが、こうした排他的な言動や心ない書き込みによって傷つかれているのではないかと大変憂慮している次第でございます。

さて、お尋ねの多文化共生施策についてでございますが、本市におきましては外国人住民を、今治家の家族、国籍や文化を超えて共に暮らす仲間と捉えておりまして、温かな視点を持つつ実効性のある多文化共生施策を展開していくことが重要であると考えております。

このため、本年4月、市民参画課内に多文化・共生社会推進室を立ち上げ、愛媛県内で2番目に多い外国人住民の皆様が今治市での暮らしやすさを実感できる環境づくりに向け、全庁横断での取組を進めているところでございます。

その手始めとしまして、4月1日から、企業へのヒアリング、自治会長へのアンケート、外国人住民へのアンケートなど、今治市内全域での網羅的な実態調査を初めて実施させていただきました。その結果、生活上の困り事、言葉の壁、防災・医療の不安、地域との交流への期待など、今治市の多文化共生の現状や課題が明らかになってまいりましたことから、こうしたことをしっかりと踏まえ、本年度末を目指し、令和8年度から12年度までを計画期間とする今治市多文化共生推進プランの策定を進めてございます。

具体的には、基本理念に、「瀬戸内の世界都市として、誰もが住み続けたい輝くまち」を掲げ、生活情報や地域参加の、いわゆる入り口準備を進めるとともに、順次、教育、就労、定着へと支援の幅を広げ、最終的には、国籍や立場を超えた日常的交流の実現に向けての施策展開を図るなど、実効性の高い持続可能なプランとする予定でございます。

また、この多文化共生推進プランは、現在策定中の第3次今治市総合計画に掲げる将来の都市像「瀬戸内しまなみから世界へ 夢が行き交うまち I M A B A R I ～みんなのふるさと、つむぐ未来～」とも軌を一にするものであり、国籍や文化を超えて、全ての人が安心して暮らすことのできる世界都市・今治の実現を目指しています。

現在、本市の外国人住民は4,600人を超える、その8割以上が企業や学校に所属しております。この特徴を十分に生かしつつ、ルールやマナー、安全対策を継続して周知するとともに、多言語で防災・医療情報などを確実に届ける外国人向け生活支援アプリの実証実験について、来年2月を目途に開始し、その有効性の検証を進めてまいります。既に吉海地域では、企業と自治会が協働し、外国人住民も地域の担い手として参画した防災運動会や避難訓練が実施されているほか、大西地域でも、外国人住民が地域住民の一員として、祭りやスポーツを通じて自然な交流が生まれるなど、地域の絆を広げる取組が芽吹き、確かな歩みを進めてございます。

国が掲げる秩序ある共生は、今後の多文化共生のあるべき姿だと認識しております。現在、私に直接、市民の声としてお届けいただいてございます市長メールなどで、外国人住民による騒音やごみ出しの問題について御意見をお寄せもいただいてございますが、その場合は直接、あるいは企業や学校を通じて適切な指導を行ってございます。ただし、これらは一部の外国人住民によるものであって、ほとんどの方々は秩序を守っていただき、地域の一員として真面目に真摯に生活されています。ごく限られた方の事案によって、外国人全体への不信が生まれ、偏見が助長されるような今治市であってはならないと私は思っています。

引き続き、国籍や文化にかかわらず、日本人も外国人も共に地域で支える仲間であるとの信念の下で、秩序ある共生社会と多文化理解の実現に向け、しっかりと取組を進めてまいります。

その他の御質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

○小澤和樹教育長 達川議員御質問の瀬戸内の世界都市に向けた取組についての2番目、ラップ市との国際交流協定の締結についてお答えをさせていただきます。

私は、グローバル化が進む現代において、瀬戸内の世界都市を掲げる本市が、世界で活躍する子どもたちを育むため、生きた英語に触れる機会を充実させることは極めて重要であると考えております。

それでは、1点目、選定理由及び今後の展望についてでございます。

ラップラップ市は、フィリピン中部のセブ州マクタン島に位置する人口約50万人の都市です。市内にセブ大学やインディアナ航空宇宙大学等の4つの大学を有するなど教育機関が充実しており、製造業などが集積する経済拠点であり、国際ハブ空港を有し、世界的な観光地としても知られています。

今回このラップラップ市を選定した理由につきましては、フィリピンでは英語教育における指導方法が充実しており、その中でもラップラップ市は、セブ地域の英語教育の中心地として、英語を母国語としない子どもたちに教えるための資格を認定するT E S O L認定機関や、英語教員養成

大学が多数存在するなど、指導力が高く、ALTを活用した英語教育の質の向上が期待できると考えました。

また、観光や文化、サイクリングの分野において本市との親和性も高いことから、将来的に多面的な分野での交流が見込めるもあり、最適な都市であると判断いたしました。

瀬戸内の世界都市を実現するためには、次代を担う子供たちの成長を支える人づくりが何より重要です。家庭、学校、地域が協力し、豊かな学びの場を築くことで、子供たちはふるさと今治に愛着を持つとともに、自信を持って未来へ踏み出すことができます。中でも英語教育の充実は、世界とのかけ橋となる力を育む鍵となります。学校での貴重な時間を生かして、発達段階に応じて質の高い教育を届けることで、世界を舞台に、多様な価値観を理解し、共生できる力を備えた人材を育てていきたいと考えております。

今回の協定締結を契機に、フィリピンの学校とのオンラインにより、現地の子供たちと触れ合う機会を創出するなど、子供たちの英語教育を中心として、様々な交流を積み重ねてまいります。今後、教育以外に交流の幅を広げる際には、必要に応じて市民の皆様から御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、子供たちの英語教育の充実についてでございます。

令和8年度より、今回の国際交流協定を結んだラプラプ市から、英語指導資格や教員免許などを取得しているALT30名を新たに今治市が直接雇用し、現在の17名から40名体制へと大幅に増員いたします。

なお、財源につきましては、ふるさと納税の活用を検討しているところでございます。

私自身も先月、市長が出席したラプラプ市との国際交流協定締結式に同行した際に、現地の語学学校でマンツーマンでの指導を体験し、英語教育に親しむ環境が整っていると実感いたしました。また、ラプラプ市の教育長からも、積極的に優れた英語講師をALTとして派遣していきたいとの話もいただいておりますので、質の高いALTを配置することが期待できると考えております。配置後も月1回以上の研修を実施し、ALTの指導力の向上を図ってまいります。

このような、教える能力のあるALTを増員することにより、英語授業だけでなく、給食や放課後の活動及び学校行事等の学校生活において、児童生徒が生きた英語に触れる機会が増えることにより、英語力の向上が期待できます。

学校以外の場面においても、これまで取り組んでいるイングリッシュキャンプを拡充し、実践的な英語を体験することで、英語に対する関心を高め、自信と実践力を育んでいきたいと考えております。

さらに、幼児期から英語や異文化に触れる機会を拡大し、子供たちが早い時期から外国語や外国文化に親しむことで、自然な言語感覚の育成につなげてまいります。

本市では、今治型学校教育を新たなステージへと進めるため、国際社会で活躍できるグロー

バル人材の育成を重要な柱として、「英語教育を受けるなら今治市で」を掲げ、英語教育を通して世界観を広げ、ふるさとキャリア教育と連携しながら、英語力やコミュニケーション能力及び自己肯定感を養うことで生きる力を備えた、将来この今治市から世界で活躍できる人材を育成してまいります。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○達川雄一郎議員 議長。

○越智 忍議長 達川雄一郎議員。

○達川雄一郎議員 新しいものを受け入れる際というのはいろいろな抵抗とか心配とかがあると思うのですね。そういうものを払拭していきながら交流していくと。特に、外国の方々と交流する際には、言葉も文化も違うわけですから、その辺を、しっかりとこれからも市民の方々との意思疎通も図りながら、不安解消に努めて交流していただきたいと思います。

また、ラプラプ市についても、すばらしい人材が来ていただけるということなので、そのことが今治市の教育力向上につながるように、子供たちの感性向上につながるように、期待しております。

終わります。

○壺内和彦議員 蒼光会の壺内です。

先般、初めていまばりの集いに東京で参加させていただきました。とても有意義な会でありまして、私自身も、32年ぶりの同級生に会ったりとか、まだ会ったことのない、東京で事業を行っている親戚にお会いしたりとか、またいろいろ今治市出身で起業されている方なんかともいろいろ交流を結び、大変有意義な時間でした。さらに、すごく感じたのが、東京、そして今年初の大坂でのいまばりの集い、大変、ビジネスチャンスとしても大きな役割を果たしているのかと思いました。

同日、国会の訪問にも行かせていただき、今治市の要望として国会議員の先生方にいろいろ提出もさせていただきました。また、その2日後3日後で、障害者団体による手をつなぐ育成会の全国大会、先週行われた愛媛県大会でも、育成会、障害者団体として、政策立案を提出し、いろいろお声を届けさせていただきました。現立場の重要性、そして責任の重さというのをつくづく痛感し、しっかり声を届け、反映させていきたいと思っております。

それでは、通告に従い、合同庁舎の整備について代表質問させていただきます。

まず、冒頭、将来世代にとって持続可能で魅力ある中心市街地の実現を目指し、今治市中心市街地グランドデザインの推進に積極的に取り組まれていることに大きな期待を寄せているところであります。

本市の中心市街地は、人口減少や少子高齢化の進行、公共交通の利用減少など、まちの持続性に関わる様々な課題が顕在化しており、都市機能の再編や公共施設の在り方など、どのように見直していくかが問われてきたものと認識しております。

こうした中、様々な関係団体など、広く市民の意見を伺いながら検討が進められ、今治市中心市街地グランドデザインが示されました。私も諸団体の発表を拝見し、それは、今後の今治市に期待を持て、すごくわくわくするようなデザイン案でした。その中で、市庁舎の在り方についても、まちづくり全体と密接に関係する重要な課題として整理されてきたものと受け止めております。

前回の代表質問でも触れさせていただきました現市庁舎は、丹下健三氏による建築として歴史的価値を有する一方で、耐震性の不足や老朽化といった深刻な課題を抱えております。これらは、安全性の確保や行政サービスの質の向上という観点からも、早急な対応が求められる問題であると認識しております。

そのような状況の下、同様に施設の老朽化が進む愛媛県東予地方局今治支局と複合化を目指し、去る10月には複合庁舎整備に関する基本協定が愛媛県との間で締結されました。市民の利便性向上や防災力の強化に加え、コスト縮減にもつながる取組であり、この意義は非常に大きいものと考えております。

ここに至るまでに、関係機関との間で多くの意見交換や協議が行われ、様々な条件が整理されてきたものと推察しております。

そこでお伺いいたします。

1番目、愛媛県との合同庁舎整備に向けた検討において、今治市としてどのような課題を認識し、どのような協議を重ね今回の基本協定の締結に至ったのか、その経緯について御説明ください。

続きまして、2番目、整備の必要性と今後の予定についてお伺いいたします。

市庁舎は、市民生活を支える行政の中枢として、窓口業務、災害対応、各種調整業務など、多様な役割を担っております。市民が安心して利用でき、安全性が確保された施設であることは、市民サービスの質を守る上で欠かせない要素だと思います。

一方、現庁舎は建設から長い年月が経過し、老朽化のほか、相談環境やバリアフリー対応など、現代のニーズにも十分応えられていない課題もあり、若年層や高齢者、外国人などの様々な分野において、対応可能な環境整備が必要不可欠となっております。

また、人口減少や財政環境の変化を見据えた公共施設の最適化も求められており、様々な選択肢を検討すべき時期に来ていると認識しております。

そこでお伺いいたします。

なぜ、今、庁舎整備が必要と判断されたのか、その理由と、今後どのような手順、スケジュールで整備を進めていくのか御説明ください。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 壱内議員におかれましては、本市の様々な行事、そして事業に深い御理解をいただき、共に行動していただいておりますこと、敬意とともに感謝申し上げたいと思います。

さて、お尋ねの合同庁舎の整備についてのうち、まず、1番目、これまでの経緯についてお答えをさせていただきます。

本市におきましても、他の地方都市と同様に、人口減少や少子高齢化、都市機能の維持や社会基盤の確保が大きな課題となっております。また、市街地の拡散や公共交通の衰退が進む中、持続可能な都市経営を実現するためには、これまでの拡散型のまちづくりから、居住や生活機能を集約し、必要な施設を公共交通で結ぶ、いわゆるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりへの転換が求められております。

こうした認識の下、私は令和4年度に、まちづくりに関心をお持ちの市民の皆さんや、将来を担う学生の皆さんと共に、今治市中心市街地まちづくり構想を策定し、その実現に向け、令和5年度からは、「市民が真ん中」の理念の下、学識経験者、福祉・経済団体、公募委員などによる今治市中心市街地創生デザイン会議や検討部会を通算で20回開催するとともに、商店街の関係者や学生も参画いただいた中心市街地まちづくり市民会議やエリア別会議を8回実施するなど、様々なテーブルで議論を重ね、現状を直視しながらも、共に大いに夢を語り合ってまいりました。

加えて、パブリックコメントや今治市民提言会議などで多くの皆様から御意見、御提言いた

だくなど、約2年間にわたる熟成の期間を経て、本年6月に今治市中心市街地グランドデザインの策定、公表に至った次第でございます。

これまでの検討を進める中で特に重要な視点となりましたのが、建築家、丹下健三先生のまちづくりの思想であります。

先生は、今から約70年前に、今治港から真っすぐに伸びる広小路を都市軸と位置づけ、その正面に開かれた建築として今治市役所本庁舎、両側に今治市公会堂と今治市民会館を配置し、市民が集い語らう市民の広場を、戦後の理想の都市像として構想されました。こうした空間は、他に類を見ない、貴重な今治市の資源であり、次の世代にどのようにしてその価値を継承し発展させていくかが問われた2年間であり、その検討過程において、都市デザインの視点から、今治市庁舎の在り方も大きな課題の一つとなったものであります。

他方、かねてより国や愛媛県の官公庁等が集積するシビックゾーンには、老朽化した施設のほか、低未利用地も多く、中心市街地の核となるべき空間が十分に生かされていないという積年の課題がございました。このため、2年ほど前から、老朽化という共通の課題を抱える愛媛県東予地方局今治支局、検察庁、法務局、税務署、郵便局に対して、一緒に複合庁舎を整備する案を打診し、令和5年度には、今治市中心市街地デザイン会議の外部連携組織として公共施設等再編部会を立ち上げ、庁舎複合化に向けた検討を進めてまいりました。

協議を深める中で、それぞれの機関からは、本市のまちづくりへの理念や複合庁舎の構想には御理解いただいたところでありますが、最終的には、国の機関や郵便局の皆さんからは、全国的に老朽化が進んだ施設が多数存在し、今治市での建て替え等の優先順位が高くないといった理由で、現在のタイミングでの参画は困難であるとの回答をいただくとともに、将来的には相互に協力していきたい旨の説明をいただいてございます。

その結果、最終的に庁舎複合化の案に御賛同いただきましたのが、築56年を迎えている愛媛県東予地方局今治支局ということでございました。

その後、さらに協議を重ね、愛媛県と今治市の合同庁舎としての建設地につきましては、シビックゾーン内の3つの候補地に現庁舎の耐震補強案を加えて比較検討した結果、ウォーカブルなまちづくりへの貢献やネウボラ拠点施設等との連携による拠点性の向上、南海トラフ地震に伴う津波等に対する安全性などの観点から、愛媛県東予地方局今治支局及び今治市河野美術館の敷地を最適地と評価したものです。

なお、建物の棟構成につきましては、全ての機能を1つの棟に集約するのではなく、最上級の耐震性が求められている防災機能部分と庁舎の機能部分とを、それぞれ別棟で整備することがコスト的にも合理的であるとの考え方で一致しております。

こうしたこれまでの協議を踏まえ、今後、愛媛県と今治市の連携事業として具体的な合同庁舎整備の検討に進むため、本年10月14日に愛媛県知事と今治市長とで、複合庁舎整備に関する基本協定を締結したところであります。

なお、建設地以外では、土地・建物は今治市が所有し、愛媛県が一部を借り受けること、建設に要する費用は専有面積に応じて負担することなどが主な合意内容となっております。

次に、2番目、整備の必要性と今後の予定についてでございます。

行政サービスの中核を担う現庁舎は建設から67年が経過し、老朽化が進むとともに耐震性も不足しております。愛媛県内11市の本庁舎のうち、現行の耐震基準を満たしていないのは本市のみでございます。

南海トラフ地震は今後30年以内に60%から90%程度の確率で発生すると予測されており、市役所が被災し、機能不全に陥った場合、避難誘導、情報発信、救援物資の調達、医療連携など、あらゆる防災業務が滞り、市民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがございます。災害に強い庁舎の整備は極めて重要な責務であると認識しており、私自身、強い危機感を覚えております。

また、本事業の実施には相応の費用が生じることとなります、法人税収が堅調で推移しておりますこと、財政規律の徹底による基金の計画的な積み増しも進んでいることなどにより、向こう10年の中長期財政収支見通しにおきましても、概算ではございますが、当該建設費などを勘案してもなお今治市の財政の健全性は十分に保たれる見込みであり、厳しい未来にしっかりと向き合いながらも、地域経済に活力が残っている、今治市の財政調整基金等に余裕のある今であれば、現在の市民サービスに影響を及ぼすことなく実施が可能であると判断している次第でございます。

なお、当初は現庁舎の耐震改修や設備更新による延命化案も検討いたしましたが、改修では、コンクリート等の劣化により、近い将来、建て替えが避けられないこと、プライバシーに配慮した相談窓口やバリアフリー化、ICT環境などの新しい行政ニーズに十分対応できないこと、また行政サービス継続の観点からも、合同庁舎ならば究極のワンストップサービスが可能となることなどを考え、移転、建て替えが最善と判断したものであります。

今後の予定につきましては、愛媛県との基本合意を踏まえ、まず令和8年度に本市が主体となり基本計画案を作成し、必要な機能や規模、発注方式、概算金額など整備の根幹となる事項を検討してまいります。その後は、発注方式にもよりますが、令和9年度から基本設計、実施設計へと進め、早期の工事着手を目指したいと考えております。

今後も、市民の皆様に隨時丁寧に検討状況を御報告申し上げ、節目節目で皆様の声をしっかりとお聞きし、その意見を施設整備に反映するなど、市民誰もが使いやすく、開かれた、市民が真ん中の庁舎となるよう取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○壺内和彦議員 議長。

○越智 忍議長 壺内和彦議員。

○壇内和彦議員 これまでの経緯であったり方向性、またかなりの年数、そして回数にわたつていろいろな関係団体様と御意見の交換をされ、まさにパズルゲームのような組立てであったのではないかと思います。その中で、やはり、今後50年、100年と続く中心市街地、そして今治市の顔になると思います。

また、今治市の考え方であったり、喫緊の課題であることというのは十分理解できたのですが、そしてなぜ今なのかというのも十分理解させていただきました。ハード面はもちろんのですが、ソフト面や利便性においても市民理解が必要かと思われます。

そこで、整備の必要性について再度質問させていただけたらと思います。

市役所と愛媛県東予地方局今治支局が合同庁舎となることによって、どのようなメリット、効果が考えられるか、見解をお答えください。

○徳永繁樹市長 再質問にお答えをさせていただきます。

なぜ今なのかということについてであります。

私は市長として、よく市民の皆さんに、20年前の人口、そして今の人団、そして厳しい指標が示されている25年後の人口を例に挙げて、25年先の未来から今に返って何ができるのかということと一緒に考えてまいりましょうというお話をさせていただいている。もし30年後の市長が、今回の100年に1度であるこの事業を振り返ったときに、当時の市長はどういうことを考えていたのか、当時の職員の皆さんには、市民が真ん中と言っているけれども、本当に市民が真ん中なのかという視座に基づいて、改めて私は考えさせていただきました。

今、説明でも申し上げましたけれども、今治市内経済、厳しいところはたくさんありますけれども、堅調に法人税収入も進んでおります。そして、議員の皆様や市民の皆様、そして職員の頑張りもあって、基金の積み増しということもございます。この辺りはふるさと納税で頑張って外貨を稼いでいただいているということもあります。今だったら、後から続いてくるかわいい者たちのために何かを残すことができるのではないか、私はそう判断させていただいております。

そして、今から5年前の話でありますけれども、私にとりましては安住の地であった愛媛県議会を離れるに当たって、どう今治市を立て直していくのかということについて、様々私の中で考えを巡らしました。多くの皆さんとも意見交換させていただきました。それは、名もなき市民の皆さんでございます。名もなき市民の皆さんからはこう言われました。国や愛媛県や今治市、それはあまり関係ないのではないですか、私たちのサービス、私たちの幸せのためには、そこはあまり考える必要はないのではないかという、そんなお声がございました。だからこそ、私は「市民が真ん中」という理念を掲げさせていただいた。そして、内政を全てつかさどる副市長として、今治市として初めて土居副市長を招聘し、皆さんにも御同意いただきました。

このことは何を示しているかといいますと、私と土居副市長というのは、愛媛県の強み、そ

して今治市の強みを知る2人だと思っています。この2人がエンジンとなって、職員の皆さん、愛媛県の皆さん、いろいろな方々に、しっかりと私たちがこういうふうな合同庁舎をお願いしたいと申すべきであろうということは、当時としてもおぼろげに考えていました。

今回、私がイメージしておりますものは、これまで愛媛県と他の市町が進めてきた合同庁舎のようなものではございません。できるかどうかということは分かりませんけれども、例えば税務1つ取ったとしても一緒にフロアで仕事をしたほうがいいということは、議員も御理解いただけたと思っております。そして、鳥獣害対策であったり一次産業の振興についても、私どもは、一次産業の振興策をしっかりとつかさどるような職員というものは、これはキャリア的に確保していないことがあります。農業の営農部門においても水産業においても林業においても、愛媛県は多様な人材を持っている。そういうところと同じフロアになれば、対象である支援を求めてくる方に対してもしっかりと訴求することができる、サービスを展開することができるのではないかと私は思っています。

このことによって市民に究極のワンストップサービスが実施できるのではないかと私は考えております。

そして、もう一つでございますけれども、平成30年7月の豪雨災害がございました。このことはあまり顕在化されておりませんけれども、このときに、愛媛県と今治市、現在でも2つのコントロールタワーがございます。この2つのコントロールタワーの中で、愛媛県は自分の施設を、そして自分のところの県道を、私どもは市道を、そして今治市の施設を守らなくてはなりません。でも、守っていただいている方は市民です。建設業者であります。それがどこから情報が来たのかということが、実は不可解であったという、そういうお声をたくさんいただいてございます。

私どもが備えをしなくてはならない東南海・南海地震というのは、私どもだけが被災するわけではありません。太平洋側に甚大な被害が出ます。そうしたときに、その発生時期にもよりますけれども、今よりも建設業者が少なくなっている可能性もあって、人口動態も高齢化が進んでいる可能性もあって、そうしたときに、愛媛県がどうだ、今治市がどうだということよりも、同じ棟の中に入つて情報を一元化し、そしてしっかりと指示する、そして指示を受ける側も明確に動けるとなったほうが、私はいいのではないかと思っております。

また、公共施設の集約・コンパクト化による、建設、維持管理のコストの削減についても、効果的なものとして期待ができるのではないかと考えております。

以上、長々とお話をさせていただきましたけれども、合同庁舎というのは単なる行政施設ではございません。市民サービス向上、地域福祉の拠点化、そして市政の効率化、地域の活性化を同時に実現することが可能となるポテンシャルを有してございます。そして、今回、冒頭の答弁でお話をさせていただきましたけれども、残念ながら一緒に歩みを進めることができなかつたステークホルダーの皆さんにおいても、距離が近くなる、立地位置が近くになるというこ

ともありますので、利便性が一層高まるのではないかと思っております。

いずれにいたしましても、市民の皆さんにはなかなか見えにくい、今申し上げたような効果を、いかに分かりやすく私の口から発信していくのかということについて、しっかりと議員の意を酌んで、これからも行動してまいりたいとも思いますし、多くの市民の皆さんが来てよかったですと思っていただけるような施設づくりに邁進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○越智 忍議長 再質問はありませんか。

○壺内和彦議員 議長。

○越智 忍議長 壺内和彦議員。

○壺内和彦議員 今治市を知る徳永市長、また今治市でも活躍していただいた土居副市長だからこそ、このパズルが上手に組み合わさったのかと思います。市長の熱い思い、大変感銘させていただいております。

これまで、道路1つにとっても、陥没1つにとっても、市道だから、愛媛県道だからということで、また車に乗り、走らせ、そして愛媛県東予地方局今治支局まで行く、そういう物事が大変多かったです。現徳永市政に替わってから、市民が真ん中相談センターができ、ワンストップで、それこそ市民の方々が、相談、どこの課に行ったらいいと迷うこともなく、1階の市民が真ん中相談センターに足を運び、そしてたくさんの市民からの相談が今もなお寄せられております。

そういう整備がしっかり整っている中、究極のワンストップサービスということでお話しいただきました。今現在計画に上がっています今治市庁舎、そして今現在の今治小学校跡地、新しく整備されますネウボラ拠点施設、そして合同庁舎と、各課が分散化されるわけですが、それが分散と捉えず、やはり専門庁舎としてそこに成り立つ、そういう意味合いで、しっかりと私は捉えさせていただいております。

市民にとっても、本当、よかったです、できてよかったです、楽になった、車を1か所止めて全ての物事が収まった、そういう声が上がってこれるよう、今後の計画もしっかりと市民の声を拾いながら進めただけたらと思います。

よりよい庁舎ができるのを期待し、私の質問を終わらせていただきます。

○松田澄子議員 通告により質疑させていただきます。日本共産党、松田澄子です。

議案第108号「今治市給水条例の一部を改正する条例制定について」です。

1番目、改正する理由について。

今回、3年ぶりに水道料金を見直し、令和8年6月検針分から現在より9.7%引き上げる水道料金の改定案が出されています。令和5年（2023年）の8月に8.3%引き上げていますが、今回は、それより高い引上げ率です。給水人口の減少や、水道施設の老朽化対策、また物価高騰が理由に挙げられていますが、9.7%とする上水道の改定の理由についてお伺いします。

2番目、1か月で一般家庭の使用量とされる20トンを使用する場合の料金は、339円増しの3,798円となります。物価高騰している中、上水道の改定は市民生活に及ぼす影響が大きいと思われますが、市民への周知はどのようにされますか、お伺いいたします。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○重松義文上下水道部長 松田議員御質疑の議案第108号「今治市給水条例の一部を改正する条例制定について」のうち、初めに1番目の改正する理由についてお答えいたします。

水道事業は、今治市などの組織から切り離された地方公営企業として独立採算制で経営しているため、原則、事業に伴う収入によってその経費を賄い、事業を継続していく必要がございます。

また、住民生活や地域の産業・経済活動を支える最も基本的かつ重要なライフラインであることから、現在だけでなく、世代を超えて使用できるよう、中長期的な視点を持って、世代間負担の公平性を図りながら、持続可能な経営に取り組んでおります。

国内では、老朽管破損による大規模な漏水事故、南海トラフ巨大地震の発生確率引上げといったリスクの高まりに加え、人口減少に伴う給水収益の減少の問題が顕著になってきている現下において、こうした課題にしっかりと向き合い、国土交通省の指導の下、リスク低減に向けた取組とともに、多くの水道事業体におきまして、水道料金の見直しが行われているところでございます。

一方、本市におきましては、かねてから、将来世代との公平性を確保するために、水道料金の見直しをおおむね3年ごとに行ってまいりました。基幹浄水場であるバリウォーターの更新、耐震化を終えることができましたのは、ひとえに皆様の御理解と御協力のたまものでございます。引き続き、持続可能な水道事業を目指し、経営の効率化、とりわけ経費削減に向けた取組を継続的に行っていいるところでございます。

しかしながら、人口と水需要の減少により給水収益が減少していることに加え、昨今の人件費や資材価格の高騰などによって、水道事業に必要な維持管理経費は急激に上昇しており、事業運営はこれまで以上に厳しさを増しております。

このような中、令和6年から水道事業経営審議会を立ち上げ、様々な角度から慎重に審議を重ね、本年7月に答申いただきました。審議会の中で9.7%の料金改定率に至った理由としま

しては、現行の料金体系を据え置いた場合、令和8年度には赤字に転じるもの、改定することで、令和8年度から生じる収支悪化を2億6,000万円程度改善し、今後3年間は収支バランスを維持できるとの試算結果が得られたためでございます。

なお、料金体系につきましては、これまで採用してまいりました用途別料金体系や、基本水量つきの基本料金並びに使用量が増えるほど単価が高くなる遅増制を継続し、経済的弱者といった方々の負担を軽減するなど、公平性を確保する案となっております。

例を挙げますと、一般家庭での値上げ幅は、使用水量が一月当たり10立方メートルの場合は139円、20立方メートルの場合では339円となります。物価高騰の折、皆様には御負担をおかけいたしますが、水道事業を運営する私どもといたしましては、経費削減や水道料金以外の収益の確保を日々検討、工夫するとともに、水道事業の現状を市民の皆様にしっかりとお伝えし、経営に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2番目の市民への周知についてでございます。

料金改定は、市民生活に大きな影響を与えることから、条例改定が承認された後、6か月間を周知期間として設けております。市民の皆様には、この間、広報誌やホームページのほか、2月並びに3月の検針時に一軒一軒リーフレットをお届けするなど、様々な手段、機会を通じて丁寧な周知に努めてまいります。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○松田澄子議員 議長。

○越智 忍議長 松田澄子議員。

○松田澄子議員 人口減少はこれからも進むことが懸念されています。生きるために水は欠かせないものです。暮らしやすい今治市を望んで私の質疑を終わります。

○上村悦男議員 通告に基づき、議案第111号「第3次今治市総合計画基本構想の策定について」、質疑させていただきます。

第3次今治市総合計画基本構想の策定に当たっては、令和6年11月から計6回にわたり今治市総合計画審議会が開催され、将来都市像や施策体系について多角的な議論が行われました。

その後、令和7年10月にパブリックコメントが実施され、市民からの意見を踏まえた修正を経て、令和7年11月に審議会から市長へ正式に答申されたものと承知しております。

先ほどの達川議員の質問に対する市長答弁にありましたように、本構想では将来都市像として「瀬戸内しまなみから世界へ 夢が行き交うまち I M A B A R I ～みんなのふるさと、つむぐ未来～」が掲げられています。この将来像の下、4つの施策大綱が設定され、今治市の持続可能な発展に向けた重点的な取組が整理されています。私は、この構想が、今治市の未来を見据えた重要な羅針盤であると認識しております。

一方で、計画の実効性を高めるためには、第2次今治市総合計画の成果と課題を的確に評価し、その上に立脚した戦略的な改善が不可欠です。また、4つの施策大綱のうち、限られた資源の中でどこに重点を置くのか、その優先順位の考え方や進捗管理の仕組みも、市民に対する説明責任の観点から明確にされるべきだと考えます。

そこで、次の2点についてお伺いします。

1番目は、第2次今治市総合計画で顕在化した課題に対する評価・検証と改善点についてです。

第2次今治市総合計画において顕在化した課題について、今治市としてどのように評価・検証を行い、第3次今治市総合計画基本構想にどのように反映されたのか、具体的な改善点をお示しください。

2番目は、第3次今治市総合計画の中で重点を置く基本目標と施策についてです。

先ほどは、壇内議員の質問に対し市長から、施策体系にある魅力ある都市の整備について強く語られておりました。今回の基本構想では、4つの施策大綱と18の基本目標が示されています。第4章、施策体系にある51の施策はひとしく重要であることは理解していますが、将来都市像の実現に向けて特に重点を置くべき基本目標や施策は何か、その選定理由と優先順位の考え方についてお聞かせください。

以上です。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 議案第111号「第3次今治市総合計画基本構想の策定について」の1番目、第2次今治市総合計画で顕在化した課題に対する評価・検証と改善点についてお答えをさせていただきます。

第2次今治市総合計画の期間でありました平成28年度から令和7年度までの10年間は、コロナ禍による社会経済活動の変容、デジタル技術の急速な普及、働き方や学び方の多様化、そし

てＳＤＧｓや脱炭素の広がりなど、私たちを取り巻く環境はこれまでにないスピードで変化した激動の時代でありました。こうした潮流は「帰らざる河」だと私は認識しております。市民の暮らしや地域産業、医療、教育など幅広い分野に影響を及ぼし、自治体の政策形成においても新しい視点が求められるようになってきたと実感してございます。

本市では、時流の変化を踏まえ、市民アンケートや各種の統計データ、審議会での議論、全ての部局での事務事業の振り返りなどを通じ、第2次今治市総合計画の成果と課題を整理した結果、次のような4点が課題として顕在化いたしました。

まず1つ目の課題といたしまして、10年前の計画策定時には、人口減少の深刻さを十分に捉えきれず、政策の中に十分反映できていなかったことが挙げられます。このため、第3次今治市総合計画では、若年層の流出が進み、人口減少に歯止めがかからない現状から目をそらすことなく、そのことを前提とした持続可能な地域づくりを進めるとともに、可能な限り世代間の人口バランスが取れた人口定常化の状態を目指すというものでございます。

2つ目の課題は、急激な社会変容への対応が後追いになっていたということです。感染症拡大による生活様式の変化やデジタル技術の浸透の速さなど、第2次今治市総合計画策定当時には見通しきれなかった部分もございました。このため、第3次今治市総合計画におきましては、目標に柔軟性を持たせ、予測できない変化を当たり前のこととして見直すことをちゅうちょしない姿勢を明確にしております。

3つ目の課題は、施策体系が縦割りで、複合的、横断的な課題に十分対応できていなかったということでございます。少子化、教育、産業、福祉、防災など、多くの課題が従来の縦割り組織では対応しきれないため、第3次今治市総合計画では、施策を4つの施策大綱に再編し、関係部署が連携しやすい横断的な組織構造といたしました。

そして、4つ目の課題でございます。市民参画の在り方についてです。これまで市民アンケートなどで御意見を伺ってはおりますものの、特に若い世代の声を生かす仕組みには課題があったと思っております。このことを踏まえ、第3次今治市総合計画では、「市民が真ん中」という視点をしっかりと盛り込み、幅広い世代が参画できる、多世代の視点を反映した計画とすることに留意いたしております。

次に、2番目、第3次今治市総合計画の中で重点を置く基本目標と施策についてでございます。

今回の計画に掲げる4つの施策大綱、18の基本目標、51の施策はその全てが、「瀬戸内しまなみから世界へ 夢が行き交うまち I M A B A R I ～みんなのふるさと、つむぐ未来～」という本市の将来像を実現するために欠かせない柱であり、どれかに重点を置くというものではありません。子育て、福祉、産業、教育、防災といった課題はそれぞれ密接に関わっており、1つの施策を優先するだけでは十分な成果は得られないということは十分に御理解いただけるものと存じます。第3次今治市総合計画に掲げた4つの施策大綱を相互に連動させ、総合的に政

策を進めていくことが何よりも重要であると考えます。

本年1月、今治市は合併20周年の節目を迎えるました。皆様も御案内のとおり、この400日以上にわたる様々な取組は、単なるイベントではありませんでした。20年前の12の市町村の垣根を取り払うため、魅力発掘隊154名が中心となって多くの市民の皆様を巻き込み、地域を巡り宝物を再発見する中で、全ての市民がつながり合い、1つの大今治家が出来上がる、こうした壮大な地域づくり事業であったと思っています。そして、この取組によって、それぞれの地域に、自分が暮らすまちを自分たちでよくしていこうと前向きに考えてくださる市民の皆さんが着実に増えていることを実感しております。こうした市民の力を結集し、これからまちづくりにつなげていくことこそが、第3次今治市総合計画の実現に最も大切な力になると私は信じます。

今だけ、自分だけよければいいといった考え方や、傍観的な立場で批評するのみといったことでは、未来志向のまちづくりはできません。次の世代の人たちに何をどういった形で残していくのか、目の前のことだけにとらわれるのではなく、山を登るがごとく、歴史を振り返りつつ、鳥の目を持って全体を見た中で何が必要かを考える、そういったことも大切ではないかと思います。共に汗を流し、建設的な議論を重ね、支え合い、助け合ってこそ、10年後、20年後の今治市は光り輝くまちになるのだと思います。

今回策定しました第3次今治市総合計画には、こうした私自身の思いを込めて、今治市の未来イメージをイラストで分かりやすくお示しさせていただいています。市民の皆さんお一人お一人が、10年後、このイラストの中のどこにいらっしゃるのか、どんな役割を担っておられるのか、そんなことを想像しながら未来の今治市に思いをはせていただくことを、未来を担う子供たちが笑顔で暮らせる今治市を市民の皆様と共に築いていけることを、心から願っております。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○越智 忍議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 2番目に質疑させていただきました、第3次今治市総合計画の中で重点を置く基本目標と施策についての部分で、市長から、今だけ、自分だけ、傍観的なというお言葉を使われて答弁があったかと思います。このスローガンは、「みんなのふるさと、つむぐ未来」ということで、市民全体でしっかりと捉えてやっていくということでのお話だろうかと思うのですが、先ほど言われた、今だけ、自分だけ、そして傍観的な市民が、今治市民の中にそういった方がおられるのか、再度、その言葉の真意について御説明いただいたらと思います。

○徳永繁樹市長 再質疑にお答えをさせていただきます。

私は一般的なお話を申し上げました。午前中の壇内議員の質問についても、物の見方、捉え方というのは、置かれた立場によってしか見えません。将来を、将来から今に返って何ができるのかということを私はいつも呼びかけさせていただいておりますけれども、緊急度、そして重要度というのは、その人の立場ということもあります。市長として、これから大きな仕事を皆さんと共にさせていただく中で、今さえ、自分さえよければいいという物差しではなく、そしていつもいつも批評ばかりするのではなく、時に褒め、時に多様性を認め、そして、一緒に、共に汗を流してほしい、そういうふうなメッセージを込めて私は言及させていただきました。

以上でございます。

○越智 忍議長 再質疑はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○越智 忍議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 先ほどの2番目の第3次今治市総合計画の中で重点を置く基本目標と施策について、どれもひとしく重要であり欠かせないものであるという答弁をいただいたかと思います。

平成23年に地方自治法が改正されて、そして基本構想の策定義務規定というものは廃止されているものです。今回、約4,000万円以上のお金をかけてこの基本構想をつくられているわけなのですけれども、やはり、そこの中には理事者の強い思いというものがきっと反映されているものだと思います。先ほどの壇内議員への答弁の中でも、魅力ある都市づくりということについて、私は非常に説得力のあるお話を聞かせていただいたと思うのですが、再度聞きますが、この第3次今治市総合計画の中で重点を置く基本目標と施策について、市長から御意見いただけたらと思います。

○徳永繁樹市長 私の思いは冒頭の答弁で申し上げたとおりということあります。単に1つの施策を取り上げるのではなくて、全ての施策が、点から線へ、線から面へと返ったときに、都市像に結びつくことになるのではなかろうかと思っております。

そして、4,000万円ということで金額をお聞かせいただきました。恐らく、今、中継を見ておられる方は、4,000万円もかけたのか、そういうことをまず思われるでしょう。

私自身は、これまで長い政治生活の中で、全国総合開発計画、あるいは長期計画、いろいろなものに携わってまいりましたけれども、ほぼ読まれておりません。これは残念なことではありますけれども、分厚い冊子が残っただけということあります。

私の意図として、10年後の未来を、子供でも、そしてお年を召された方であったとしても分かりやすいように、大きなイメージ図もつくさせていただいて、そしてそこから入っていただいて、今治市はどんな取組があるのだろうということを多くの皆さんにお感じいただきたい、そしてその中で市民参画を促すことができたらとってもいいのにと思っております。

施策については冒頭申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○越智 忍議長 再質疑はありますか。

○上村悦男議員 議長。

○越智 忍議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 議案第111号「第3次今治市総合計画基本構想の策定について」、質疑させていただきました。

市長からは、今まで熟議を重ねながら、市民の声もしっかりと聞き、取り組んできたというお話をありがとうございましたが、市民生活への影響を本当に直視しつつ、持続可能なまちづくりを進めるためには、今以上に行政の透明性と説明責任を徹底することだと私は思っております。

今治市が「みんなのふるさと、つむぐ未来」という将来都市像を現実のものにするために、理事者の不断の努力を期待し、私の質疑を終わります。

以上です。

○内山葉子議員 通告に基づき、議案第100号「今治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」質疑いたします。

1番目、会計年度任用職員の給与改定に関する施行期日について。

国（内閣官房内閣人事局）は、各府省等に対し、令和4年11月18日付で、非常勤職員の給与の改定が常勤職員と同様に行われるのが基本とし、非常勤職員の適切な処遇を確保する観点から、基本となる給与の遡及改定を行うなど、改定時期についても引き続き改善に努める対応依頼を発してきました。

愛媛県人事委員会報告にもあるように、給与改定は物価指数の上昇などの事情に基づき行われるものであり、それらの事情は非正規職員にとっても同じであります。

今治市では、正規職員は遡って給与増加分が支払われてきた一方で、非正規職員（会計年度任用職員）には遡及して支払われないという不平等が生じています。

今治市の正規職員は4月に遡及して引上げ改定されるわけですが、会計年度任用職員の給与改定は令和8年4月1日からの適用となっています。今治市では遡及適用を見送ってきたわけですが、今年度見送りする理由についてお尋ねいたします。

以上です。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○片上光和総務部長 内山議員御質疑の議案第100号「今治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」の1番目、会計年度任用職員の給与改定に関する施行期日についてお答えさせていただきます。

本市には令和7年4月1日現在1,295名の会計年度任用職員が勤務しており、令和6年度から、期末手当の拡充に加えて、新たに勤勉手当の支給を開始し、正規職員と同じ基準としたほか、期末・勤勉手当の支給対象を、勤務時間が週30時間以上の者から15.5時間以上の者に拡充するなど、大幅な処遇改善を図ってきたところでございます。

人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定でございますが、本市の会計年度任用職員の約9割が週の勤務時間が38時間45分未満のパートタイム職員であり、その勤務形態は多種多様であることに加え、年度途中の期間満了や退職による入れ替わりも非常に多い状況でございますので、今年度は4月に遡っての対応は行わないことといたしております。

なお、今後の遡及適用については、来年度以降の実施を見据え、既に検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○越智 忍議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 私の質疑は以上で終わります。